講演Ⅱ
「福祉用具と製品安全」を聞いて

木下 部長

この日、最後の講演は、インターリスク総研（株）製品安全・環境チーム部長の木下弘志氏による「福祉用具と製品安全」についての講演でした。

講演は、

1．製品安全に関する法規制の動向
2．賠償責任と福祉分野の判例
3．安全確保の取り組み

の項目に沿って、進められました。

まず、製品安全をめぐる社会情勢について、FF式石油暖房機のリコール、ガス瞬間湯沸器、シュレッダーおよびPCバッテリーの事故など、昨今報道されている事例について報告があり、そのことから、昨年５月と７月には消費生活用製品安全法（消安法）の改正が公表されました。新しく施行された内容に、事故報告制度があり、対象となる製品には、医療機器、医薬品は含まれないが、福祉用具が含まれるとのことです。製品の欠陥や欠陥の可能性により起きた事故についての報告義務と公表されることが決められ、また、メーカーに対して事故の報告や、製品の回収への協力が責務になっています。

次に、賠償責任には、

1．契約責任（債務不履行）
2．不法行為責任
3．製造物責任法（PL法）

があり、まとめると次のようになります。

	要件	賠償義務者	事項	時効以外の期間制限
契約責任	契約違反	契約の相手方	争いあり 販売後5年、欠陥を知ったときから1年等	―
不法行為責任	過失	限定なし	3年 損害及び加害者を知ったときから	損害の発生から20年
PL法	欠陥	製造業者	3年 損害及び賠償責任義務者を知ったときから	引渡しから10年

PL法による製品欠陥の定義は、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。また、製品欠陥の種類は、製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示警告上の欠陥などがあります。

福祉分野での判例としては、電動介護ベッドの膝上げ、背上げ機能による事故について説明がありました。

最後に、安全確保の取り組みについては、まず安全の考え方として、「絶対の安全」はあり得ないこと、「安全」とは受け入れ不可能なリスクがないことで、

1．製品使用上のすべての危険源の確認
2．確認された危険源によるリスクの評価
3．要求される安全レベルの判断
4．設計による“組み込み”安全

であるといわれました。

ここで、福祉用具の特性として、残留リスクが大きい、警告表示や取扱説明書には限界、フィッティングやフォローが必要、中古品としての使用が多いなどがあり、メーカー以外の関係者によるリスク対策が重要になるということです。

最後に、PL法保険についての質問があり、協会員が加入している保険の対応については、賠償責任が生じれば対応が可能であると考えられるとのことです。

あまり身近に起きることではありませんが、起こさないようにするためには、重要な内容であると思います。我々は、常にユーザーの立場を理解していこうとする姿勢を大事にしなければならないと思う講演でした。

（広報委員　古瀬　亨）

研修委員